

平成27年3月19日
新潟市水道局経理課

関係各位

中間前払金認定請求時の添付書類簡略化について

平成20年12月25日より実施している「中間前払金制度」において、このたび、「中間前払金認定請求書（様式1号）」提出時に添付を義務付けておりました「工程表」、「工事写真（着手前，現況）」を，必要な場合のみ添付することに簡略化しましたので，お知らせします。

なお，添付が必要な場合は，監督員から理由を明示して提出を求めますので，監督員の指示に従ってください。

○施行年月日

平成27年4月1日

※契約年月日に関わらず平成27年4月1日以降に請求のあったものから適用します。

新潟市水道局中間前払金取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、新潟市水道局が発注した工事の中間前払金に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事及び要件)

- 2 中間前払金の支払いを行う工事は、新潟市水道局契約規程の規定による工事請負契約約款第35条第1項の規定により前払金を支払った工事のうち、原則、単年度工事（工期の変更により2年度以上にわたることとなった場合を含む）とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払いを行うこととした工事でないこと。

(中間前払金の率等)

- 3 中間前払金の額は請負金額の20%以内とする。ただし、前払金の額と中間前払金の額の合計額は、請負金額の60%を超えないものとする。

(中間前払金の端数整理)

- 4 中間前払金に10万円未満の端数金額がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(中間前払金の制限)

- 5 資金の収支状況又は特定財源の収入状況によっては、中間前払金を制限し、又は支払いしないことがある。

(手続方法)

- 6 中間前払金の認定手続等については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、2の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、中間前払金を請求するときは、中間前払金認定請求書（別記様式第1号）に工事履行報告書（別記様式第2号）を添えて、総務部経理課へ提出するものとする。
- (2) 工事担当課は、中間前払金の請求があったときは、中間前払金の要件を満たしているか認定を行い、中間前払金認定通知書（別記様式第3号）により、概ね7日以内に総務部経理課が受注者に通知するものとする。
- (3) 中間前払金の認定を受けた受注者は、請求書と保証事業会社が発行した中間前払金保証書を総務部経理課に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月25日から施行し、施行日以前に締結した工事請負契約についても適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、施行日以前に締結した工事請負契約についても適用する。

別記様式第1号

中間前払金認定請求書

年 月 日

(あて先) 新潟市水道事業管理者

住所 (所在地)

商号又は名称

氏名(代表者氏名)

印

下記の工事について、中間前払金の請求をしたいので、要件を満たしていることの認定を請求します。

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
請負金額 (A)	円
前払金額 (B)	円 (10万円未満切捨て)
中間前払金額 (C)	円 (10万円未満切捨て) (Aの20%以内、ただし(B+C)がAの60%以内であること)
工期	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	

注 1 認定資料として、次に掲げるものを添付してください。

- ・工事履行報告書(別記様式第2号)

注 2 認定に必要な資料として「工事の進捗状況を表示した工程表」、「工事写真」等の提出を求める場合があります。

※決裁欄(受注者は記入しないで下さい。)

課長	課長補佐	係長	監督員	
				中間前払金の要件を満たしていることを <input type="checkbox"/> 認定する。 <input type="checkbox"/> 認定しない。

別記様式第2号

工事履行報告書

会社名

現場代理人の印

年 月 日現在

工事番号			
工事名			
工期	年 月 日から 年 月 日まで		
月 別	予定工程 (%) () は, 工程変更後	実施工程 (%) () は, 予定工程との差	備 考
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
備考			

注 1 実施工程は出来高集計です。
 注 2 「月別」欄が不足する場合は適宜増やしてください。

別記様式第3号

中間前払金認定（非認定）通知書

新水〇〇第 号

年 月 日

様

新潟市水道事業管理者

水道局長 印

(担当: 〇〇課〇〇係)

年 月 日付けで認定の請求があった下記の工事について、進捗状況を調査したところ、中間前払金の請求ができる要件を満たしていることを認定します。

(認定しません。)

工事番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
請負金額 (A)	円
前払金額 (B)	円 (10万円未満切捨て)
中間前払金額 (C)	円 (10万円未満切捨て) (Aの20%以内、ただし (B+C) がAの60%以内であること)
工期	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	